

平成19年2月1日

条 例 第 10号

熊本県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行ってはない。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、
かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営
すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行
することを固く誓います。

年 月 日

氏名 印